

◎新潟県告示第 712 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和 8 年 8 月 31 日から令和 8 年 9 月 30 日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 28 日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 谷浜土地改良区	谷浜土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	上越地域振興局農林振興部 ウェブサイト	第 48 条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記 1 の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記 1 の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記 (2) の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記 (1)（異議の申出をした場合には (2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。